

太宰府市分別収集計画（第11期）

（令和8年度～令和12年度）

令和7年6月

太宰府市

1. 計画策定の意義

本市は、特別史跡大宰府跡をはじめとする歴史・文化的遺産に恵まれ、また、四王寺山や宝満山などの豊かな自然が残されており、こうした歴史と自然に抱かれたよりよい環境を未来に継承しながら、身近に文化を感じ、市民が誇りに思えるまち、「歴史とみどり豊かな文化のまち」を将来像に、また、人と自然が共生する環境にやさしいまちづくりを進めております。

一方、わが国これまでの大量生産・大量消費型の社会経済活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な資源循環の阻害に結び付いており、このような状況が続いていけば、資源の節約や廃棄物処理の限界を迎えることになり、社会経済の持続可能な発展を妨げるおそれがあります。

こうした現状を踏まえ、天然資源の消費を抑制し、環境負荷を低減する循環型社会の構築を実現することが課題となっております。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

本計画の推進により、容器包装物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成を図るもので

2. 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示します。

- (1) ごみ排出抑制とリサイクルを主とした循環型社会の構築を図ります。
- (2) ごみの適正処理を行い、地域環境の保全を図ります。
- (3) 市民・事業者と市が一体となった排出抑制・資源化の促進を図ります。

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定します。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とします。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	5,384 t	5,381 t	5,377 t	5,374 t	5,371 t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制を図るため、市民・事業者・行政の各主体が適切な役割分担のもと、以下の施策を実施する。

(1) 各主体の役割

① 市民の役割

生活のあらゆる場面で、自主的・自発的に2R（リデュース、リユース）に重点を置いた行動を心掛ける。特にマイバック、マイボトルの持参、簡易包装の製品を選ぶ、といったライフスタイルの見直しにより、容器包装廃棄物の排出抑制を推進する。

② 事業者の役割

商品の製造・流通・販売といった事業活動の各段階において、容器包装廃棄物の排出抑制の取組みを実施する。

③ 行政の役割

市民・事業者の自主的・自発的な取組みを促進するため、集団回収奨励金等の経済的手法の活用、教育、啓発等を活用し、容器包装廃棄物の排出抑制を推進する。

(2) 排出抑制のための方策

① ごみの分別方法見直しの検討

ごみの分別方法については、社会状況やリサイクル技術の進歩等により、その時々で見直し、研究を行う必要があります。より環境に配慮した、また、より効率的な方法等について、今後、検討を行います。

② 古紙等資源再利用事業の奨励

市内の各種団体（自治会、PTA、子供会等）に、古紙等の回収量に応じた奨励金を交付することで古紙等回収活動を奨励し、ごみ減量と資源の有効利用並びに清掃思想の普及向上を図ります。

③ 事業所への啓発

スーパーマーケット等小売店での包装の簡素化や、買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の啓発を行うとともに、事業所から発生するごみについて、排出抑制やリサイクルのための情報提供を行うことで、ごみ減量を促進します。

④ 環境教育・学習の推進

より良い環境を未来に引き継ぐため、誰もが環境問題に取りくめるよう、

子どもから大人まで、幅広い環境教育の推進及び学習の促進を図ります。

具体的には、学校や地域団体等での副読本を活用した環境教育・学習、ごみ処理施設やリサイクル施設の見学を促進し、ごみの分別やごみの排出から収集、処理までの状況の認識を深めます。

また、ごみの分別方法や出し方、またその後のリサイクル方法に関する資料等を作成し、啓発を行います。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器 主としてガラス製の容器（無色のガラス製容器・茶色のガラス製容器・その他ガラス製容器）	不燃ごみ (缶・びん)
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（P E T）製の容器であって飲料、しようゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法8条第2項第4号)

	R8年度		R9年度		R10年度		R11年度		R12年度	
主としてスチール製の容器	39t		36t		34t		32t		30t	
主としてアルミ製の容器	76t		74t		72t		71t		69t	
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
無色のガラス製容器	143t		143t		142t		142t		142t	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	143t	0t	143t	0t	142t	0t	142t	0t	142t	0t
茶色のガラス製容器	(合計)									
	117t		117t		116t		116t		116t	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	117t	0t	117t	0t	116t	0t	116t	0t	116t	0t
その他のガラス製容器	(合計)									
	86t		86t		86t		86t		86t	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	86t	0t								
主として段ボール製の容器	9t		8t		6t		5t		4t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であつて飲料またはしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)									
	142t		137t		133t		129t		125t	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	0t	142t	0t	137t	0t	133t	0t	129t	0t	125t
主としてプラスチック製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計)									
	3t		3t		2t		2t		2t	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	0t	3t	0t	3t	0t	2t	0t	2t	0t	2t
(うち白色トレイ)	(合計)									
	3t		3t		2t		2t		2t	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	0t	3t	0t	3t	0t	2t	0t	2t	0t	2t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

(1) 見込量算定にあたって用いた推定人口（太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略を用いた当該年度の推定人口）

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
71,459人	71,414人	71,370人	71,326人	71,282人

(2) 特定分別基準適合物及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みについては、下記の方法により品目ごとに算定する。

$$\text{見込量} = \text{「前年度の1人1日あたり量」} \times \text{「変動率」} \times \text{「推定人口」} \times \text{「年間日数」}$$

見込量算定にあたって用いた特定分別基準適合物の種類ごとの変動率

特定分別基準適合物の種類	変動率
主としてスチール製の容器	0.93
主としてアルミ製の容器	0.98
主として無色のガラス製容器	1.03
主として茶色のガラス製容器	1.04
主としてその他のガラス製容器	1.02
主として段ボール製の容器	0.84
主としてポリエチレンテレフタレート（P E T）製の容器であって飲料またはしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	0.97
白色トレイ	0.87

変動率の算出方法：過去3年間の市民1人1日あたり量の前年度との変動率の平均値

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

本市から排出される容器包装廃棄物に関し、分別収集を実施する者（主体）は下表のとおりとします。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
缶 ・ び ん	アルミ	不燃ごみ	市による定期収集	市
	スチール			
	無色ガラス			
	茶色ガラス			
	その他ガラス			
紙	段ボール	紙類	集団回収及び美化 センター拠点回収	各種団体及び市
	飲料用紙製容器		集団回収	資源回収業者
	その他紙製容器包 装			
プラ スチ ック	ペットボトル	ペットボト ル・白色トレー イ	市による定期収集	市
	白色トレイ			

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

缶（スチール、アルミ）・びん（無色、茶色、その他）は現行どおり環境美化センター（不燃物、粗大ごみ資源化施設）で選別、圧縮、保管等を行います。

段ボールについては、市内の各種団体（自治会・子ども会・PTAなど）での集団回収、または環境美化センターへの直接搬入での受け入れ・保管等を行います。

ペットボトル・白色トレイについては、資源回収業者に引き渡します。

12. その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

分別収集計画が実効あるものとするため、次の取り組みを進めます。

- (1) 分別の区分と分別の基準にしたがって適正に排出されるように、自治会等の関係団体と協力して啓発を行います。
- (2) 自治会及び市民団体等の再生資源回収実施団体に対する支援を継続して実施します。
- (3) 事業者が行う容器包装の自主的な回収と資源化を促進するため、連携して啓発を行います。
- (4) 広報や回覧等で容器包装廃棄物の分別収集について啓発に努めます。
- (5) ごみ排出抑制、リサイクル啓発の一環として、イベント（講演会等）を開催し、啓発に努めます。